

3 原子力安全・保安院等の対応

【3月11日】

- 14:46 地震発生と同時に原子力安全・保安院に災害対策本部設置
- 15:42 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
- 16:36 福島第一原子力発電所1、2号機にて事業者が同法第15条事象（非常用炉心冷却装置注水不能）発生判断（16:45 通報）
- 18:08 福島第二原子力発電所1号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
- 18:33 福島第二原子力発電所1、2、4号機にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
- 19:03 緊急事態宣言（政府原子力災害対策本部及び同現地対策本部設置）
- 20:50 福島県対策本部は、福島第一原子力発電所1号機の半径2kmの住人に避難指示を出した。（2km以内の住人は1,864人）
- 21:23 内閣総理大臣より、福島県知事、大熊町長及び双葉町長に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づく指示を出した。
- ・福島第一原子力発電所から半径3km圏内の住民に対する避難指示。
 - ・福島第一原子力発電所から半径10km圏内の住民に対する屋内退避指示。
- 24:00 池田経済産業副大臣現地対策本部到着

【3月12日】

- 5:22 福島第二原子力発電所1号機にて事業者が原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生判断（6:27 通報）
- 5:32 福島第二原子力発電所2号機にて事業者が原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生判断（6:27 通報）
- 5:44 総理指示により福島第一原子力発電所の10km圏内に避難指示
- 6:07 福島第二原子力発電所4号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象（圧力抑制機能喪失）発生
- 6:50 原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、福島第一原子力発電所第1号機及び第2号機に設置された原子炉格納容器内の圧力を抑制することを命じた。
- 7:45 内閣総理大臣より、福島県知事、広野町長、楢葉町長、富岡町長及び大熊町長に対し、東京電力(株)福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づく指示を出した。

- 3 : 2 0 福島第一原子力発電所3号機の海水注入を再開
- 4 : 4 0 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信
- 5 : 3 8 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信
- 7 : 5 2 福島第一原子力発電所3号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(格納容器圧力異常上昇)である旨、受信。
- 13 : 2 5 福島第一原子力発電所2号機にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(原子炉冷却機能喪失)である旨、受信。
- 22 : 1 3 福島第二原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
- 22 : 3 5 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信

【3月15日】

- 0 : 0 0 国際原子力機関 (I A E A) 専門家派遣の受け入れを決定
I A E A 天野事務局長による原子力発電所の被害に関する専門家派遣の意向を受け、原子力安全・保安院は I A E A による知見ある専門家の派遣を受け入れることとした。なお、実際の受け入れ日程等については、今後調整を行う。
- 0 : 0 0 米国原子力規制委員会 (N R C) 専門家派遣の受け入れを決定
- 7 : 2 1 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信
- 7 : 2 4 (独) 日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
- 7 : 4 4 (独) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所にて原子力災害対策特別措置法第10条通報
- 8 : 5 4 福島第一原子力発電所にて原子力災害対策特別措置法第15条事象(敷地境界放射線量異常上昇)である旨、受信
- 10 : 3 0 経済産業大臣が原子炉等規制法に基づき、4号機の消火及び再臨界の防止、2号機の原子炉内への早期注水及びドライウェルのベントの実施について指示
- 10 : 5 9 今後の事態の長期化を考慮し、現地対策本部の機能を福島県庁内へ移転することを決定。
- 11 : 0 0 内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の避難区域
・炉内の状況を考慮して、新たに福島第一原子力発電所から半径20km圏～30km圏内の住民に対する屋内退避を指示

具を使用する場合の対応について屋内退避圏内の住民に周知する旨の指示を福島県知事及び市町村長(いわき市、田村市、南相馬市、広野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村)宛に発出。

17:50 原子力災害対策本部長から、ホウレンソウ及びカキナ、原乳について当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請することの指示を福島県、茨城県、栃木県及び群馬県の各知事宛に発出。

【3月22日】

16:00 原子力安全委員会緊急技術助言組織から、3月22日付け東京電力の「海水分析結果について」に関する原子力安全・保安院からの助言依頼について、回答(助言)を受理。

【3月25日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、3月24日に発生した福島第一原子力発電所3号機タービン建屋における作業員の被ばくに関し、再発防止の観点から、直ちに放射線管理を見直し、改善するよう、口頭で指示。

【3月28日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、3月27日に東京電力(株)が発表した福島第一原子力発電所2号機タービン建屋地下階溜まり水の測定に係る評価の誤りについて、再発防止を図るよう、口頭で指示。

13:50 原子力安全・保安院は、原子力安全委員会臨時会議助言(福島第一発電所2号機タービン建屋地下1階の滞留水について)を受け、東京電力株式会社に対し、海水モニタリングポイントの追加や地下水モニタリングの実施について、口頭で指示。

<被ばくの可能性(3月28日15:00現在)>

1. 住民の被ばく

- (1) 二本松市福島県男女共生センターにおいて、双葉厚生病院からの避難者約60名を含む133名の測定を行い、13,000cpm以上の23名に除染を実施した。
- (2) この他、福島県が用意した民間バスで、双葉厚生病院から川俣町済生会川俣病院へ移動した35名については、県対策本部は被ばくしていないと判断。
- (3) バスにより避難した双葉町の住民約100名について、100名のうち、9名について測定した結果、以下の通りだった。県外(宮城県)に分かれて避難したが、その後合流して二本松市福島県男女共生センターへ移動。

3. その他

- (1) 福島第一原発で作業していた自衛隊員4名が爆発により負傷。うち、1名は放医研に搬送され、検査の結果、外傷のみで、被ばくによる健康被害はないと判断され、3月17日に退院。防衛省において、その他自衛官の被ばくは確認されず。
- (2) 警察官について、警察庁において2名の除染の実施を確認。異常の報告はなし。
- (3) 3月24日、川俣町保健センター等において、1～15歳までの66名の小児に対する甲状腺の検査を実施。問題となるレベルではなかった。

<放射能除染スクリーニングレベルに関する指示>

- (1) 3月20日、原子力災害対策現地本部から、放射能除染スクリーニングレベルの基準を以下のとおり変更する旨、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯館村）宛に指示。

旧：γ線サーベイメーターにより40ベクレル/cm²または6,000cpm

新：1マイクロシーベルト/時（10cm離れた場所での線量率）またはこれに相当する100,000cpm

<避難時における安定ヨウ素剤投与の指示>

- (1) 3月16日、原子力災害対策現地本部から、「避難区域（半径20km）からの避難時における安定ヨウ素剤投与の指示」を県知事及び市町村（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯館村）宛に発出。
- (2) 3月21日、原子力災害対策現地本部から「安定ヨウ素剤の服用について」として、安定ヨウ素剤の服用は、本部の指示を受け、医療関係者の立ち会いのもとで服用するものであり、個人の判断で服用しない旨の指示を、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯館村）宛に発出。

<負傷者の状況（3月28日15:00現在）>

1. 地震による負傷者

- ・社員2名（軽傷、既に仕事復帰）
- ・協力会社2名（うち1名両足骨折で入院中）
- ・行方不明2名（社員。4号タービン建屋内）

＜飲食物への指示＞

原子力災害対策本部長より、福島県、茨城県、栃木県、群馬県の知事に対して、以下の品目について、当分の間、出荷等を控えるよう指示。

(1) 出荷制限・摂取制限品目 (3月28日現在)

都道府県	出荷制限品目	摂取制限品目
福島県	非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類(ホウレンソウ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、小松菜、茎立菜、信夫冬菜、アブラナ、ちぢれ菜、山東菜、紅菜苔、カキナなど)、カブ、原乳	非結球性葉菜類、結球性葉菜類及びアブラナ科の花蕾類(ホウレンソウ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、小松菜、茎立菜、信夫冬菜、アブラナ、アブラナ、ちぢれ菜、山東菜、紅菜苔、カキナなど)
茨城県	ホウレンソウ、カキナ、パセリ、原乳	
栃木県	ホウレンソウ、カキナ	
群馬県	ホウレンソウ、カキナ	

(2) 水道水の飲用制限の要請 (3月28日 15:00 現在)

制限範囲	水道事業 (対象自治体)
利用するすべての住民	飯館村簡易水道事業 (福島県飯館村)
乳児 ・対応を継続している水道事業	南相馬市水道事業 (福島県南相馬市) いわき市上水道事業 (福島県いわき市) 田村市水道事業 (福島県田村市) 伊達市月舘簡易事業 (福島県伊達市)
・対応を継続している水道用水供給事業	なし

＜屋内退避圏内での暖房器具の使用に係る換気についての指示＞

3月21日、原子力災害対策現地本部長から「屋内退避圏内での暖房器具の使用に係る換気について」として、一酸化炭素中毒等の防止の観点及び被ばく低減の観点から、屋内において換気を必要とする暖房器具を使用する場合の対応について屋内退避圏内の住民に周知する旨の指示を福島県知事及び市町村長(いわき市、田村市、南相馬市、広野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村)宛に発出。

(参考)

【東北地方太平洋沖地震】

1. 災害概要

(1) 発生日時：平成23年3月11日(金) 14:46発生

(2) 発生場所：震源三陸沖(北緯38度、東経142.9度)

深さ10km、マグニチュード9.0

(3) 各地の震度

○震度4以上の地域

震度7 宮城県北部

震度6強 茨城県北部、茨城県南部

震度5強 青森県三八上北

震度5弱 新潟県中越

震度4

○震度4以上の市町村

震度6強 福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町

震度6弱 宮城県石巻市、女川町(発電所の震度計による)、東海村

震度5弱 新潟県刈羽村

震度4 青森県六ヶ所村、東通村、新潟県柏崎市、神奈川県横須賀市

震度1 北海道泊村

左

プレス会見概要

(臨時：東電プルトニウム検出を受けて)

日時：平成23年3月29日(火) 0:20~0:50

場所：保安院第4会議室

対応：西山審議官

- ・1F敷地からプルトニウムが発見された
- ・東京電力の報告では土壌の5つの検体からプルトニウムが発見されたとのこと。
- ・その濃度は、環境中に存在するフォールアウト(核実験による放射性降下物)と同じ程度。
- ・ただし、観察されたプルトニウムにつき、濃度の比率がフォールアウトと違う面があるので、1F事故の影響も想定される。
- ・今後とも継続的に注視することが重要であると考えます。
- ・具体的にはプルトニウム238の、239、240に対する割合が、過去の大気圏の核実験で示される値より多い。大気圏の核実験の影響によるものと違うものが含まれる。
- ・ただ濃度のレベルは環境中にあるものと同様。土壌採取した作業員の健康に影響を与えるものではないと考えるが、原子力安全委員会の見解を確認する。
- ・周辺環境ではなく、サイトの中放 sources とするとその周辺。かつフォールアウトレベルと同じ。よって、健康への影響は考えられない。
- ・今後のモニタリングの計画。現状、フォールアウトレベルであるが、今後とも注視することが必要。モニタリングを継続して行うことが重要。
- ・東電は保安院と話し合いながら、3/21から土壌、ダストについてプルトニウムの分析を実施している。
- ・文部科学省20km圏の外で、土壌、ダスト中の核種プルトニウムについても計測している。
- ・こういう形でプルトニウムについてもモニタリングやってまいる。

(質疑)

Q：(朝日新聞) 5個のサンプル238が高いので、ここから出たものではないかということだが、どの号機からということにはわからないのか。

A：わからない。

Q：3号機プルサーマルをしているが、他からも出ている可能性があるか。

A：ウラン燃料の燃焼でもプルトニウムは出る。2010年10月から3号機

燃料体548本うちMOX32本。今回のプルトニウムの源プルスーマルか
ということは何とも言えない。

Q：(読売新聞) 238が見つかったのは、1番と5番の2か所で、他か
らは見つかっていないということか。

A：そのとおり、検出限界以下。

Q：図にある「スタック」とは？

A：1号機の排気塔。

Q：追加調査選定の理由は。このポイントで行う理由は。

A：グラウンド付近はすでに検出されたところ1か所。あとは作業の邪魔にな
らない範囲で各方角で選定した。

Q：文科省は20km外をやるということで、20km圏内を東電がやるのか。

A：東電が実施するのはサイト内。

Q：避難してしまった地域では行わないということか。

A：そのとおり。

Q：(毎日新聞) 21、22日に採取していつ分析したのか。プルトニウ
ムについては当初やる必要ないとい話があったが、分析に至った経緯時系列
で示してほしい。

A：当初は拡散しやすいヨウ素やセシウムからモニタリング開始した。そうは
言っても皆様の御心配あったので21日からプルトニウムも実施した。重く
て融点も高いので、簡単には出てこないもの。環境をよく整えないとよく測
れない。21日に採取してから分析に若干時間がかかった。原子力研究開発
機構東海村で分析してもらっている。運搬するのに1日、乾燥し測定1日、
ガンマ線の測定するのに1日、プルトニウムの前処理に2日、次にアルファ
線測定を行い、データの整理をきちんとしてから、報告があったということ。

Q：(共同通信) プルトニウムのモニタリング実施は、今回のプルトニ
ウムの検出を受けてということか。

A：今回はたまたま検出されたが、いずれにせよプルトニウムはやろうと思っ
ていた。

Q：いつ頃から開始というのは決まっているのか。

A：測定は開始している。一定のプロセスを要するので、でき次第公表する。

Q：いつからやっているのか、個所数等教えてほしい。

A：確認する。

Q：(日経新聞) 人体に影響あるレベルはどれくらいか。質量数と毒性は
関係ないと言って間違いないか。

A：どれくらいのレベルで被害があるのかは直ちに言えないので確認する。

ただ、重量比と毒性は関連がないと考える。参考として、原子力安全委員

会の指標、摂食物の摂取制限1 Bq/kg 野菜魚10 Bq/kg というのがある。

Q：(読売新聞 [REDACTED]) 原発由来の物質発見されたことによる保安院の見解。予想どおりか、驚いているか。

A：燃料の損傷の度合いによりどの程度になるかというのがあるが、ある程度の損傷があったのかということは言える。

Q：プルトニウムは重いということだが、あまり遠くには飛散しないだろうということではよいか。

A：定性的にはそういうことだと思う。ただし、原爆のフォールアウトでこちらにまで来ているという事実があるので、全く来ないとは言えない。モニタリングをしないと正確なことは言えない。

Q：(中日新聞 [REDACTED]) フォールアウトと同様のレベルというのは健康に影響ないということについてもう少し詳しく。

A：大気圏で核実験などない方がよいが、実際ある中で、これによって有意な健康上の被害が起きているとは誰も感じていない。それと同じくらいのレベルしか検出されていないということ。

Q：核実験だと距離的なものがあるが、近くで核実験があったとして、フォールアウトとの距離感がわからない。

A：現状既に行われている核実験による影響を意味している。

Q：サンプリングでは健康に影響ないだろうというが、計る場所によっては高濃度の可能性あるのか。

A：完全に否定できないが、20 km圏内避難している範囲では問題ないと考えられる。風や地形の影響もあるかもしれないが、極端に高い状態が出てくることはあまりないと受け止めている。全くないとは言えない。

Q：(名乗らず) プルトニウムについての受け止め。プールの水等いろいろある中で保安院としての危機感の受け止めが感じられない。範囲の中で問題ないというのか、問題だというのか。

A：数値を発表するにあたって、安全かどうかということは申し上げないといけないので安全だと言っているが、楽観視はしていない。事故は起こらない方がよいが、起こってしまった以上、どうするかということが我々の重い使命。いろいろな組織と協力し、統合本部と連携してベストと思われる取組をしていく。

Q：プルトニウムが出たということは深刻なのか。

A：燃料に一定の損傷が出ており、それが外界に出ているということは、5重の壁といわれているものが破れてしまっているという意味で憂うべき事態だとは思う。

Q：(NHK [REDACTED]) サイトの土壌、20 km圏外は調べるといって、海水、サ

イトのたまり水、農産物についてプルトニウム調べるのか。

A：前提条件として、水で調べてもなかなか検知しにくいという実態がある。水をやっても成果が上がらない可能性が高い。検知しやすい土壌、チリでやることを考えている。今後の事態を見て科学的に意味がある状況あるのなら考えたい。

Q：(共同通信■■■■) 5か所中2か所の238の割合について239と240が合算されているのは区別できないということか。

A：239と240のアルファ線近い値なので区別できず、一緒にカウントしている。238の比率については、核実験のフォールアウトで落ちてきたものだいたい同じ比率である。その幅からは外れているのではないかということ。

以上。

トレンチに関する補足説明

日時：3月29日(火) 1:05~1:22

場所：保安院第4会議室

対応：吉澤広報班長

(説明)

- ・トレンチに水がたまっているという説明に対し、トレンチとはどういうものかということの説明する。
- ・東電も混乱しており、皆様が期待しているような情報が取れていないが、わかる範囲で御説明する。
- ・図の青く塗っている範囲がトレンチ。赤い丸が立ち上がっているところ。
- ・位置関係、1号機立て抗から海までの距離56m、2号機については、海まで55m、3号機69mとなる。
- ・タービン建屋までの距離、1号機162m、2号機76m、3号機74mある。
- ・トレンチの大体の大きさ、1号機はトンネル断面として縦が2.6~3.9m、横が2.4~3.3m。2号機は縦が3.6~4.4m、横3.0~3.6m。3号機3.2~4.4m、横が3.0~3.7mある。
- ・トレンチの深さは、西山が説明したが、1号機16.1m、水深16m、その差10cm。2号機15.9m、水深14.9m、差は1m、3号機は2

5. 7 m、水深24. 2 m。

- ・立て抗の覆いがないのかという質問があったが、立て抗を覆う部屋があり、扉がついている。ただし現状では津波の影響で部屋の扉はない状態。
- ・現状最新の情報は無い。
- ・トレンチから水があふれた形跡、東電からは確認できないと報告受けている。
- ・トレンチ周辺の土壌の線量、現時点では調査していない。線量が高かった2号機具体的な計画が立てられていない状況。
- ・東電の会見でも説明あったが、トレンチの体積1号機約3100m³、2号機約6000m³、3号機約4200m³と聞いている。
- ・その他東電でもばたばたしており確認できていない。次回会見までに分かる
ところ確認してお知らせしたい。

(質疑)

Q: トレンチ3 mくらいあってその全部水が入っているということか。

A: 下に全部水が入っているというのが自然。潜って確認していないが、たぶんそうだろう。扉が取れているので、津波の水も入っているかもしれないが。線量が高いので、炉からの水もあると推測される。

Q: 放水口というのは?

A: BWR蒸気に海水かけて水に戻して放水する箇所。

Q: 1250倍等出ていたのはこの放水口か。

A: そのとおり。

Q: 1250倍の線量と戻り水の関係は。

A: わからない。ただタービンは止まっている。

Q: 海から56 m等の海というのはどこか。

A: (図で説明)

Q: トレンチの水量、夜のうちに溢れることが心配される。監視しないのか。

A: 5 cmくらいというのは今朝の8時過ぎくらいの数字、比較的安定していると聞いている。東電には引き続き確認するように言っている。動きがあれば御連絡する。

Q: 立て抗近くの海水のモニタリングはしないのか。

A: 安全委員会のペーパーで海水のモニタリング強化すべきとの見解が出ている。これを受けて、東電にポイント数を強化するよう申し伝えている。

Q: 数だけ増やせと言ったのか、ここをやれと指示したのか。

A: 数だけ。

Q: 保安院として、トレンチの水が海水の数値あがっている原因とみているのかないのか。

A : まだ確認できない。

Q : その可能性あると見ていないのか。

A : トレンチ水についてはまだ確認できていない。

Q : トレンチと海の間で漏れた経路ないのか。

A : それは東電に確認するよう伝えている。海のモニタリングは強化するよう
にしているので、我々としてチェックしていく。

Q : トレンチの水面安定しているというのはどう確認しているのか。

A : 目視している。

Q : どれくらいの頻度か。

A : わからない。2号機は線量が高いので近づくのも困難。

Q : 立て抗の上の構造物は小屋みたいなものか。

A : そのとおり。

Q : 立て抗の穴の上にふたのようなものはないのか。

A : 水が見えていたというのでなにもない。クレーニングといって水も液体も
通る格子のようなものが通常あるが今あるかどうかは聞いていない。

Q : 小屋は現在あるのか。

A : 扉はなかったという報告だったので、おそらく小屋はあると想像する。明
確には確認していない。

Q : 小屋の材質はわかるか。コンクリート製か。

A : わからない。津波では残った。

Q : トレンチとタービン建屋とつながっているのか。

A : どのエリアで貫通部分があるかは分かっていない。確認は求めている。

以上。

左

暫定版

経済産業省

番号 29 (538)

プレスレク概要
(第60報)

2F, 軽井沢 ← リモコン

日時：平成23年3月29日(火) 10:24~11:20

場所：保安院第4会議室

対応：西山審議官

(説明)

【福島第一各号機の状況について】

(1号機)

- ・1号機について、格納容器は安定。原子炉圧力容器は温度上昇したため、昨日の20時、113リットルから114リットルに量を増やしたが、まだ状況についてはわからない。
- ・3月29日に仮設の電動ポンプを起動し切り替えた。引き続き温度の傾向を見ていく。
- ・1号機の使用済燃料プールは、コンクリート車からの淡水放水は、コンクリート車に不具合があり、数日かかるので、淡水を1号機のプールへの放水を31日目途としている。プールの発熱は少ないので問題はない。
- ・電源の関係では直流電源をモニタリング装置に接続し、中央制御室へデータが得られるようにする。
- ・タービン建屋の溜まり水はポンプを3台に増やし復水器に戻す作業を行い、現時点は減っているのかどうかは、現地では情報がはっきりと確定していないのでなんとも言えないが、溜まり水の除去を続けている。

(2号機)

- ・2号機の27日の段階で淡水タンクの切り替え、仮設の電動ポンプで注水を行っている。
- ・使用済燃料プールは本日淡水に切り替える。仮設のディーゼル発電機のテストを行い、仮設ポンプで淡水に切り替える。
- ・溜まり水の移送についての方針は、復水器に入れ、復水器が一杯になれば、復水貯蔵タンクに入れる。この水はサージタンクに入れる。このサージタンクは圧力抑制器の水を入れるためのもの。
- ・整理して言うと、溜まり水は復水器へ。復水器の水は復水貯蔵タンクへ。復水貯蔵タンクの水はサージタンクに入れる。

(3号機)

- ・原子炉圧力容器への淡水注入は消防のポンプから仮設の電動ポンプに28日20:30に切り替えた。

- ・使用済燃料プールは、コンクリート車の淡水への切り替えを本日14時から16時に予定。
- ・タービン建屋の溜まり水は2号機と同じルートで復水器、復水貯蔵タンク、サージタンクに移送する。
- ・電源については、直流125Vの健全性の確認後、仮設電源盤へのテストを行っていく。

(4号機)

- ・圧力容器には燃料がないので問題なく、使用済燃料プールにコンクリート車からの送水は、昨日淡水に切り替えた。
- ・本日は、中央制御室への照明の点灯を考えている。

(トレンチ)

- ・次に、トレンチの溜まり水については、保安院から統合本部へ2点を指示した。
- ・1点目は、立て抗からの溢れ水については確認できていないことから、念には念を入れて確認してもらう。
- ・2点目は、原安委から地下水へのモニタリングするようになり、保安院から東電に確認の指示をした。
- ・トレンチは現状で聞いたものでは、溜まり水は海から直結していない。もしくは溢れ出ていないと報告を受けている。
- ・10センチぐらいまで溜まっているので、1号機を急がせている。土のうの敷設、コンクリートパネルなどの応急措置を施した。
- ・2、3号機のトレンチについては安定しており、現在は対応を検討中。

(一部訂正、補足)

- ・4号機の使用済燃料プールへの放水については、昨日は行っていない。淡水から海水に切り替えを行っただけで、放水はしていない。

(質疑)

読売 (): 1号機の圧力容器について、昨日の夜に流入量を増やしたとあるが、詳しく説明いただきたい。どのくらい温度は上昇し、下がったのか。2号機は1号機とは逆のことが起こっていると聞いたが、今、わかっていることを聞かせてもらいたい。流入と漏出について西山さん(保安院)の見解を聞かせてください。

回答: 1号機の圧力容器給水ノズルの比較では329.3℃から323.6℃で、329.3℃上がって、6℃位下がった。今後の傾向として見ていかなければならない。

2号機の流量については、原子炉をしっかりと冷やすためのニーズと溜まり水の流量の追加を防ぐなどのバランスが必要。一体、溜まり水がどこから来ているのか。溜まり水を早く処理して、どこから来ているのかなどを現場での状況を調整しながらやっていく。

毎日 (): 溜まり水を除去して、水が減っている状況をもう少し詳しく聞かせてほしい。

土のうについては、今日やったのか。また、完了したなど、いつやったのか確認したい。

回答：1号機の溜まり水の除去を行ったが、水が減ったなどの情報が欲しいが現場の状況が錯綜していて、溜まり水の水位が減ったという報告も一部にはあるので、水位は減ったという感じもあるので、溜まり水は減っていると思う。もう少し確認したい。

土のうについては、1号機では既に実行した。時間は不明であるが、既にやった。

産経 (): 溜まり水について、それぞれの容器(タンク)の容量と現状ではどのくらい水が入っているのか。また、設備動作で出来るのか。復水器が水で一杯なのかどうかを聞きたい。

回答：復水器のそれぞれの容量は、1号機：1600m³、2号機：3000m³、3号機：3000m³。

復水貯蔵タンクの容量は、1号機：2000m³、2号機：2350m³、3号機：2500m³、4号機：2500m³。

貯蔵タンクの残量は1号機：700m³、2号機：900m³、3号機：1500m³、4号機：2000m³。

サージタンクの容量は共用になっていて、3400m³が2基、3500m³が2基。

溜まり水の汲み出す作業は、ポンプで可能。

サージタンクが一杯になった場合は、次の選択肢を考えなければならない。例えば、水を処理する。あるいは仮設タンクを作るなどで、今はどれを行うかは申し上げられない。

フジテレビ (): 溜まり水の作業について、今の状況を聞かせてほしい。

回答：本日の溜まり水の除去作業の着手については不明。

フジ：溜まり水の作業は号機別で順番に行うのか。

回答：同時進行で行われる。

フジ：溜まり水の移送の順番は、復水器、復水貯蔵タンク、サージタンクの順番で行われるのか。

回答：そう。